

平成 17 年（ワ）第 87 号、平成 18 年（ワ）第 16 号

遺伝子組換え稻の作付け禁止等請求事件

原 告 山田稔 外 22 名

被 告 独立行政法人 農業・食品産業技術総合研究機構

準備書面（33）

「原告ら推薦の京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野が嘱託先として不適当であること」及び「本件 GM イネ実験と鉄欠乏遺伝子組換えイネ実験とが無関係であること」

平成 19 年 3 月 15 日

新潟地方裁判所高田支部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士 畠 中 鐵 丸

同 弁護士 山 岸 純



一、原告ら推薦の京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野が嘱託先として不適当であること

- 1 原告らは、被告が準備書面（29）において「原告らが生物検定法による実験を取下げるでも、嘱託先を原告ら推薦の京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野（佐藤文彦教授統括）に固執するであろうこと」を予測していたところ、当該予測どおり、生物検定法による実験を取下げるという挙に出、京都大学を鑑定嘱託先とすることに対する異常なまでの執着を示すに至った。
- 2 加えて、被告は、乙 107 を提出し、原告らと思想信条を共にする支援研究者である金川貴博氏と京都大学佐藤教授との学生時代に遡る長期かつ強固な人的関係（学生時代に共同で実験を遂行した点を含む）を指摘するや、甲 88（金川陳述書）を提出し、弁明を試みた。
- 3 しかしながら、甲 88 をみるも、被告が問題志する学生時代における人的関係等にはあえて触れることなく、この点について回答を避けている。
- 4 加えて、金川陳述書（甲 88）には、佐藤教授に対する偏見を植えつけた

経緯が明確に記されている。すなわち同陳述書には「佐藤氏は組換え植物を推進する研究者であるため、今回の組換えイネについて、私の見解や、研究者としての私の立場を誤解されているかもしれないと思ったからです。実際のところ、私が、微生物学の立場から、このイネの危険性を指摘したことについて、(中略) 佐藤氏にも証明をしておいたのです。(中略)特に、今回の組換えイネのケースでは、抗菌タンパク質の遺伝子を導入するというもので、これは、人にも影響するような耐性菌出現の可能性がある非常に危険な行為であるので反対したということをお話ししておきました。」との記述が存在する。

- 5 これをみれば明らかなどおり、金川氏は、佐藤教授に面談し、組換え植物を推進する研究者であった佐藤教授に対して、今回の組換えイネの危険性を指摘し、強力に説得した経緯が存在する。そして、その後、佐藤教授が本件訴訟鑑定を内諾した経緯と併せ考えれば、金川氏の上記説得が奏功し、それまで「組換え植物を推進する研究者」であった佐藤教授が、「本件組換えイネが危険であるあるいはその可能性がある」との疑惑を有するに至ったことは明らかである。
- 6 以上のとおり、佐藤教授は、被告が関与できない状況において、原告らを支持する研究者により、原告らの主張による強い影響を受けており（いわゆる「鑑定人汚染」が存在する）、予断や偏見を持つことなく本件鑑定を誠実校正に実施することが全く期待できない。
- 7 被告としては、
 - ① 「原告らが強く固執していた生物検定法による実験をあっさり取り下げる」という理解できない態度を取ってまで佐藤教授に執着する原告らの態度、
 - ② 金川氏が佐藤教授との学生時代の交友について意図的に誠実に陳述をしていないこと、
 - ③ 原告らによる無視しえない「鑑定人汚染」が存在すること、

から原告ら推薦の京都大学大学院生命科学研究科全能性統御機構学分野が
嘱託先としては不適当といわざるを得ない。

(注記)
3月15日、

被告、以下を
撤回

- 撤回
- ↓
- 二、本件GMイネ実験と鉄欠乏遺伝子組換えイネ実験とが無関係であること
 - 1 なお、鉄欠乏耐性遺伝子実験と本件GMイネ実験との間に何らの関係がないことについて補足しておく。
 - 2 原告らは、準備書面（19）において、「原告は決して、本裁判の野外実験を離れて、上記鉄欠乏耐性GMイネの野外実験の是非を問題としている訳ではない」「問題は、GMイネのバイオ技術を用いた野外実験を企画・推進する立場にある者はどうしても、同様のGMイネ野外実験に対してもそれ

を擁護・支持するおそれは避けられない」などと理解困難な弁疎を前提として、本件GMイネ実験と鉄欠乏遺伝子組換えイネ実験とを関連づけようとする。

- 3 この点、両実験が科学的に何ら関連性を有しないことはすでに被告準備書面（31）において詳述しているところである。
- 4 加えて、甲第87号証の作成者である「新庄水田トラスト」なる結社が展開する運動方針・内容（乙109）をみれば明らかに、原告らは思想信条を共にする特定の集団（以下、「原告ら及び特定結社」という）は、「価格優先・効率優先の農業」、「農薬・化学肥料に頼る農業を批判し、農薬・化学肥料中心の農業から有機農業・環境保全型農業への回帰を強く唱える立場から、ありとあらゆる遺伝子組換え実験のほか先端科学一般に至るまで強い忌避感をもとに、先鋭的な批判を行っている。
- 5 原告ら及び特定結社の批判対象は、本件実験、鉄欠乏耐性遺伝子組換実験、さらにはスギ花粉症緩和遺伝子からトリプトファン（健康食品）やダイオキシンや硫酸にまで無秩序かつ広汎に及んでおり、原告らはこのような政治的主義主張から、そもそも科学的な無関係な実験である両者を同一視しているものと認められる。
- 6 既述のとおり本件実験と鉄欠乏耐性遺伝子組換実験とは科学的に全く異なるものであり、原告らの東京大学大学院新領域創成科学研究科先端生命科学専攻に対する論難は、固有かつ特殊な政治的立場から無関係な両実験を根拠なく同一視することによるものであり、およそ評価に値しない。

以上